

第5回 軽井沢町宿泊税検討会議 会議録

1. 開催日時 令和7年1月27日（月） 14:00 ～ 15:30
2. 開催場所 中央公民館 2階 第3会議室
3. 出席者 委員：坂野委員、佐藤委員、鈴木委員、田村委員、新見委員、
本島委員、油井委員、由井委員、
オブザーバー：軽井沢プリンスホテル 竹鼻様、万平ホテル 西川様
事務局：土屋町長、小池副町長、寺島総合政策課長、石原税務課長、
星野観光経済課長、青木町民税係長、関観光商工係長、
佐藤まちづくり推進室長、神津主査（町民税係）、渡邊
4. 次 第
 - （1）軽井沢町の観光について
 - （2）課税要件について
 - ①免税点（素案）について
 - ②税率・税額（素案）について
 - （3）報告書（案）について
 - （4）その他

5. 内 容

【事務局】

お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。定刻になりましたので、只今から第5回軽井沢町宿泊税検討会議を開催いたします。本日は、土屋町長、星野観光経済課長、関観光商工係長に出席いただいております。A委員から欠席の連絡がありましたので委員9名の出席をいただいております。また、〇〇のB委員でございますが、欠席の連絡はありませんのでしばらくしてからお越しいただけたらと思います。

軽井沢町宿泊税検討会設置要綱第6条第2項による委員以外の出席者といたしまして、本日は〇〇ホテルよりオブザーバーA様、〇〇ホテルよりオブザーバーB様にオブザーバーとして参加をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、報道機関と傍聴者の皆様へお知らせします。携帯電話はマナーモードにするなど、音の出ない設定にしてくださいとともに、会議中はお静かに願います。また、報道機関の方以外の写真撮影はご遠慮いただきたいと思います。会議資料、議事録につきましては、後日ホームページ上で掲載いたしますので、SNS等での発信は行わず、個人の利用の範囲内での持ち帰りを可とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

いたします。以上、報道機関と傍聴者の皆様へのお知らせです。

次に、資料の確認をお願いいたします。本日の「次第」「軽井沢町観光ビジョン（資料1）」「県の租税調整の考え方（資料2）」「税率・税額比較表（資料3）」「税率・税額比較グラフ（資料4）」「軽井沢町宿泊税検討会議報告書（資料5）」以上ですが、お手元にない方いらっしゃいましたら、お申し出ください。

開催に先立ち、町長の土屋よりご挨拶申し上げます。

【土屋町長】

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。宿泊税の検討もいよいよ最終段階となってまいりました。長野県議会では2月に条例案を出されるということですが、県との租税調整で、独自課税する市町村においては300円という最低税額と免税点については、均一化を図るよう申し出がありました。

軽井沢町では低価格帯の宿泊施設に配慮すべく、早くからこちらの検討会議においても1万円未満の宿泊については県税分150円のみを課税としたいという調整を進めて県にも再三申し入れました。町が取らないのであれば、残りの150円分を県で課税するという意向もありまして、譲らざるを得ないと言いますか、町側でいただくという形で行う状況になってまいりました。

免税点につきまして3,000円から引き上げるということを県でも検討しているということですので、こちらについても県と統一化を図っていくことになります。

軽井沢町は国際的な保健休養地として発展してきた歴史と風土がありますので、訪れる方たちに満足していただき、「もう一度訪れたい」「もっと長く滞在したい」と思っただけのような持続可能な魅力的な町となるために宿泊税を導入し、軽井沢の魅力をさらに磨いていくなど、観光振興という目的を持った財源にしたいと考えています。今後は税負担する宿泊者の皆様と徴収を行う宿泊事業者の皆様に、ご理解をいただけるよう説明する機会を十分に設けていきたいと思っております。

検討会議の委員の皆様よりいただいたご意見をもとに、より良い制度にしていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、宿泊税検討会議設置要綱の第6条に基づき、これからの議事進行は委員長をお願いいたします。

【委員長】

それでは、次第の3、議題に入りたいと思います。まず、(1)軽井沢町の観光について、町長の方から説明をお願いします。

【土屋町長】

改めましてよろしくお願いします。着座にてお話をさせていただきます。資料をご覧ください。「位置・特性」この辺りは飛ばしまして、軽井沢町まちづくりビジョンとの関連ということで話させていただきます。まちづくりは4つの基本的な考えをベースに進めています。1つ目が「持続可能で魅力ある「かるいざわ」を基本としてまちづくりを進めていきます」と、2つ目が「軽井沢愛」を育み、「軽井沢力」を磨いていくことを大事にします」この軽井沢愛は、住んでいる方、訪れる方、別荘の方含めて、長さ

に関わらず、それぞれの軽井沢愛というものがあると思いますので、そういうことを育んでいくと。それから軽井沢力、何度かお聞きになっている方もいらっしゃると思いますが、商売では軽井沢ブランドということで進めていく訳ですけど、まちづくりは第3者の評価ばかり気にしないということで軽井沢力ですね。元々持っている力を磨いていくということを基本的にしておりますので、町ではブランドという表現は使わず、軽井沢力ということは今使っております。3つ目が「誰もがすみやすく定着するまち」「誰ひとり取り残さないまち」を目指します。そして4つ目「人材の多様性を活かし、いつもワクワクするまちそこから新しい価値も生み出されます」人材の多様性というのも町の魅力であり、今までの発展の原動力にもなってまいりましたので、そういったものを活かして、「いつもワクワクする町」軽井沢に行けば、いろんな人に出会える、何かを起こせる、そういうことを含めまして、持続性のある町のベースにもなりますので、出会いの中から新しい価値を生み出していくという考えに基づいております。その中で次のページになりますが、軽井沢町の現状の観光の課題ということで、簡単にまとめさせていただいております。観光の発展に伴って、この軽井沢町の資源の活用ですとか。元々長期滞在する町であったわけですが、よく軽井沢は長期滞在の町にすべきだという話も伺いますけど、元々そういう町ですと答えする訳です。そういった形に戻していけるような、日帰りだけでその方だけで消費されるような街ではないということを含めて考えています。それから3つ目の「魅力的なツーリズムの造成」がまだまだ必要だということですね。あとは、「国内外の誘客」について、特にインバウンド。現在も増えていますが東アジア中心ということもありますので、その枠を広げていくという。大きく分けて4つを課題と捉えているわけですが、この資源の活用では、景勝地や遊歩道、それから文化財等のいわゆる観光のコンテンツもあるわけですが、こういった資源の整備がまだまだ必要であると。景観の整備についても無電柱化等含めて、それからまちなみの保全等もありまして、こういった景観の整備。それから活用方法もまだまだ工夫の余地があると。それから長期滞在の促進については、ここに書いてありますような魅力的な形に。イベントもありますけど宿泊施設の支援ですとか、何よりベースのインフラとなる道路、公衆トイレ、2次交通、渋滞対策含めて長期滞在できるような環境整備が必要。その中には医療の充実ですね、滞在中もいざという時はかけられるような医療をしっかりと整備していくと。それから万が一の災害時にも備えられるような。それから「魅力的なツーリズムの造成」ということで、自然や文化、特に文化ですと明治期以降の別荘文化だけを強調される点もあるのですが、軽井沢は縄文時代からの歴史もありますし、平安時代の旧東山道も通ったり長い歴史。それから浅間山振興もあったり、忘れ去られたようなこともしっかりとそれぞれの人に伝わるような魅力的なツーリズムというのもできると思いますし、そのためのツアーガイドさんの確保とか育成、今はガイド協会と協力してやっておりますけれども、またエコツーリズムの造成もやっておりますけど、そういったこともできることもありますし、先ほど触れましたけど、インバウンドの誘客ですけど、東アジア中心から比較的に。平均的に欧米の方は来た際に長期滞在されることがありますので、そういった方面へ仕掛けていくということで、今年度では

フランスを先ずターゲットにプロモーションを今進めているところですけど、そのフランスの方が日本文化への造詣も深いということもありまして、そこから仕掛けていくということになります。

それから次のページ、こちらは軽井沢町の長期振興計画。こちらは2023年の4月から始まりました。10年間の第6次長期振興計画にあたるわけですけど、その中でこういった4つのポイントで観光施策について書かれております。今申し上げたようなことは重なりますので、改めてご説明しませんが、こういったものと繋がりを持って、連続性を持って、整合性を図りながら考えております。

次のページではその施策の概要はということで、この長期振興計画について記載してありますのは、4つのポイントがありまして1つは、「軽井沢ならではの資源を活用したシティプロモーションを進める」ということで、今までの話と重なりますけど、SNSを活用したり、そういった発信をしっかりとやっていくと。それから〇〇協議会とも連携して、会議都市という魅力も発信。これはG7外相会合などもあって、そういった認知度が高まってきているのではないかと思います。それか国際会議のガイド、この辺りも連携しておりますし、プロモーション活動推進事業、これはまだまだではありません。2点目、これも今までの話と重なりますので飛ばしまして。3点目、この辺も繰り返しのようになりますので、エコツーリズム、それから文化、特にスポーツ関連というものは、今ツーリズムは徐々に統制されてますし、実際に広まってきております。スポーツ合宿誘致というのも具体的にまた改めて予定をしております。4点目は重なりますので飛ばしまして、この一番下に目標値としてこの計画の中では入れておりまして、2023年に対してどうしていくのかということで、2027年度、これはオーバーツーリズムの課題等ありますので、ただ増やしますよ、ということではなくて維持が良いのかどうか、クエスチョンというのはこういったことも協議しながらですね。適正レベルとかいう話もよく出ますけど、これ非常に簡単に適正レベルというのは設定しにくいということがあります。この長期振興計画自体、作り方が人口ビジョンに基づいて作るという建付けになっているわけですがけれども、今21,700人の住民登録。ただ登録せずに年間通して滞在される方も7,8,000人いるというデータもありますし、それから数か月単位で滞在される方も大勢いらっしゃる。ですから年間500万人の方が宿泊される、日帰り客の方もいる等々の交流人口を含めると、人口ビジョンでこれから今後人口が平均的に下がっていくから、町もそういうスタンスで人口が減るということを前提にという意見もありますけど、必ずしもまちづくりに関しては、軽井沢町の事情を考えますと、そこだけを捉えると、ちょっと間違える可能性があるということで、人口減少ということはそれほど意識しない計画を予定しております。インバウンド数につきましては、増やせるような仕掛けをしていく。それから1人当たりの消費額も上げていくということは目指しているところであります。

そして次のページですね、そういったことを踏まえまして、新たな視点と未来像という形で書かせていただきましたが、3点に分けまして、1つは「美しい村」というテーマはありますので、それに見合ったまちなみや景観を実現していくと。その中には繰り返しのなりますが自然環境の保護も当然ありますし、それから、公衆トイレの整

備という具体的な話もありますし、無電柱化の話もかなり要望も高いことは理解しております。

それから「安全と安心」で防災医療という面でも対応をしていきたいと考えておりますし、その中ではサイクリングロードですね。サイクリングと町というのは、70年代ぐらいはだいぶ定着していたんですけれども、今は本当に安全に町を巡るということはまだまだサイクリングロードの整備という点では劣っておりますので、このあたりも考えていかなければいけないと思っております。

それから「快適な旅」ということで、宿泊施設の今で言えば、ユニバーサルデザインへの対応ですとか、キャッシュレス決済ですとか、あとは多言語化とかですね、サービスマナーとか、様々あるわけですが、そういった質を高めていくこと。それから登山道、遊歩道等ですね。街を歩いてゆっくり回っていただくための整備をしていくと考えております。全体的にこの「ワクワク」できるような体験型。何日も滞在して楽しめるようなそれだけの魅力も磨いていきますし、それで「もう一度訪れたい」、「もっと長く滞在したい」というようなものを整備して、それらを目指すということが将来の未来像としております。

最後のページ。今まで挙げた施策を3つのグループにまとめたものですね。ご覧いただければと思います。簡単ですが、この観光ビジョンの全体像をお話させていただきました。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ただいま、町長からご説明ありました内容について、委員の皆様から何かご質問ご意見ありましたら、挙手を上げてよろしく願いいたします。いかがでしょうか。あるいはオブザーバーの方でも結構でございますがいかがでしょうか。これまでの説明と重なる部分もございますが、改めて町長の方から示していただいたということで、とりあえずよろしゅうございますか。

それでは次の（2）課税要件につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

〇〇と申します。着座にて説明させていただきます。

課税要件についてということですが、先に11月の検討会議後、県の課税要件等について大きく変更になりましたので、そちらについてご説明したいと思います。

新聞報道等でご存知の方も多くいらっしゃると思いますが、県は9月に骨子案を公表後、関係団体との意見交換会やパブリックコメント等による意見集約を行い、次に申し上げる3点について変更するとの意向を示しております。

1つは名称の変更でございます。県は観光振興税という形で検討をスタートさせておりましたが、国際的にもわかりやすい宿泊税という名称に改めたいとのことでございます。こちらについて、軽井沢町は当初から宿泊税という名称で考えておりますので、大きく変更はないかと思います。

2番目は課税免除の範囲でございます。当初県は「修学旅行のみ課税免除をする」大学等は除く方向性でございましたが、こちらの方も修学旅行だけではなく、高校や大学の合宿も含むということで、課税免除の範囲を広げるとの意向でございます。こ

ちら町としては、県と統一を図ってまいりたいと考えております。

あと3番目は免税点の引き上げでございます。県は、当初3000円ということで免税点を決めておりますけれども、こちら引き上げるということでございます。県の旅館ホテル組合からは3000円ではなく6000円という要望が出ております。12月18日に行われた説明会において、県旅館ホテル組合は低価格帯の宿泊事業者への配慮を求め、「2%の定率制または定額なら200円としてもらいたい」、「免税点は6000円まで引き上げてほしい」といった具体的な意見を述べておられました。今回、5回目の検討会議を開催した理由は、県の新しい租税調整の考え方が示され、町の課税要件を変更せざるを得なくなったというところが一番でございます。11月以降、各方面で調整が図られる中、県から最低税額と免税点について「県内で均一化を図りたい」という申し入れがありました。軽井沢町では当初より低価格帯の宿泊事業者や会社の寮等への配慮をするために、「1万円未満を免税として県税のみ課税します」という方針を打ち出しておりましたが、そちらを「県に合わせて欲しい」という内容でございます。12月に県の〇〇部長が町長に直接説明に来られました。町としても町長の方から「軽井沢町の宿泊の施設は多種多様で、宿泊料金に大きく開きがある。」「今まで検討してきた経過もあります」ということで県に理解を求める説明をしたのですが、仮に町が1万円未満を免税として150円のみ課税するとした場合、「残りの150円について県でさらに課税して均一化を図ります」というような意向でしたので、町としても考えを譲らざるを得ないという考えに至りました。仮に町で1万円以下を県税分のみとするとした場合、町と県に要請をしてもらわなければいけない事態にもなりかねないので、そこは譲らざるを得ないという判断になりました。それで、資料2ご覧いただきたいと思いますが、こちらが県の方で示された租税調整の考え方ということで、下の四角①から④まで具体的に示されておりますけれども、①「県は県内における宿泊課税の公平性を確保するため、最低税額及び免税点について県内で均一化が図られるよう課税市町村と調整を図る。」②「県の宿泊税は、県税と市町村税を併せて徴収する考え方にに基づき制度設計を行い、市町村自らが課税を行う場合、県税額を引下げる。」③「②における県と市町村の税額配分は1：1とし、県は市町村が課税を行う場合は県税額150円（県税額の1/2）まで引き下げる。」④「市町村において、独自に最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合、県は、県内における宿泊課税の公平性確保の観点から、市町村の課税額に合わせ県税額を調整する。（市町村の課税額＝県税の減額、最大150円）（現在、軽井沢町においては免税点10,000円で検討が進められている一方、県は免税点3,000円から引き上げる方向で検討を進めており、宿泊料金が県の免税点以上～10,000円未満の場合について、県のみが300円（300円－0円）を課税せざるを得なくなることから、軽井沢町においても当該部分について課税を検討いただきたい。）」といった内容でございます。そういった県の課税調整の考え方を踏まえまして、今回新たに税率・税額等を設定しました。

資料3の方をご覧いただきたいと思います。この左側の四角で囲ってある部分が軽井沢町で考えた税率になります。上の段は、前回11月の第4回の検討会議で提出させていただいた案でございまして、免税点を除いて5段階という形で示させていただき

ましたが、こちらについては第4回の検討会議、宿泊事業者説明会の意見交換会の中でも「段階が細かすぎる」「もう少し段階を少なくしてもらえないか」といったご意見をいただきました。そちらのご意見も踏まえまして、免税店を除いて3段階という形で税額を設定いたしました。免税点がいくらになるかというところが、現在県に合わせるというところで金額が不透明なところがありますけれども、恐らく6000円ぐらいのところに落ち着くのではないかと、というところで6000円未満が0円で、6000円以上から1万円未満は、県の最低額に合わせる300円という設定にしております。それから1万円以上から10万円未満まで、こちらの方は50円をプラスした形で350円ということで設定をしております。10万円以上については800円いただくという形で設定をさせていただいております。先日、〇〇市で宿泊税を引き上げるといった報道発表がございました。この真ん中の一番上に書いてあるのが報道発表された税額になります。その下が現在の〇〇市の税額になります。あと〇〇村で発表された骨子案。あと今回設定した税額に近いところで〇〇市。〇〇町と〇〇県は利率2%で算定するというところで、例を示しております。

資料4の方ご覧いただきたいと思います。こちらの方は税収の見込み等を示しております。一番上の表の真ん中の部分、徴収額については先ほど申し上げたとおり6000円以上1万円未満が300円。1万円以上10万円未満が350円、10万円以上が800円という形になりますが、こちら県税分が一律で150円だとしますと、軽井沢町の分が6000円以上1万円未満については、150円。1万円以上10万円未満については200円。10万円については650円という形になります。下のグラフの方を見ていただきますと免税点6000円だとして、6000円から1万円については県の税率300円に合わせるといったところで示しております。1万円から10万円の間については独自課税分の50円プラスした中で、町の方も200円というふうに計算しまして、200円と150円350円。10万円以上については1万円の独自課税分が50円ですので、それが10倍ということで町の独自課税分を500円というふうに設定しまして、150円分と合わせて自分が650円。合計で800円という設定をさせていただいております。こちらの税額の方で計算しますと、当初の金額よりはだいぶ少なくなってしまうんですけども、その中で有効な観光振興の事業に使っていきたいと考えております。課税要件のその免税点と税率・税額についての説明は以上になります。

【委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から税収、課税免除の関係等につきまして説明がありました。委員の皆様からこれらにつきまして、何かご質問ご意見ございましたら挙手を上げてよろしくお願いいたします。

【C委員】

先日、1月17日に〇〇組合の総会をやりまして、その後に町の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが来られまして、この内容のご説明を受けました。それで組合員の皆さん8名。私含めて8名出席されて、今回の宿泊税のことについていろいろお話がありました。最終的にやっぱり県の方の考え方が変わったということで、そういうところ1点で議論が集中しまして、結局県の免税点はまだ決まっていないという不安と、町の免税

点1万円と県の方の決まってない免税点の間の差額に関する300円に対して、やはり仕事で来られるお客様は100円宿泊代が違っただけで、他の宿に流れるというお客様が非常に多いです。その中で我々が生活して、お客様を獲得して生きていかなければいけませんから、そうするとやっぱり主人は値を下げる可能性が出てくる。宿泊代の他に300円徴収されるわけですから、我々にとっては大きな300円なんですけど、その分下げるか、お互いにダンピングというか、宿泊代を下げる合戦になる可能性が、非常に懸念が。そうすると収入も減ります。もちろん住民税も減ります。それが一番みんなで懸念するという方も中にはいます。そうすると死活問題に発展するのではないか。というような意見が出されました。そこで町の3名様来られましたから、ぜひ県の方に今日の話の内容をぜひ上げていただきたいとそういうことで〇〇の皆さんの意見もお預けしました。その後、県の方からも町の方からまだ日にちが経ってないのもあるかもしれませんがまだその結果、どういう結論に至ったか、どういう方向性になるのか。ということを聞いていない状況で、今回の第5回検討会議に臨んでおります。ですので、現実その辺が非常に我々とすれば、懸念材料があって今後もこの宿泊税が、本来観光に特化して観光のために使ってお客様を招き入れて、それで町が活性化していくという形の宿泊税が低価格帯の我々にとってみれば不安材料になっております。〇〇組合の意見というものをこの場で発表させていただいて、今後の検討材料に是非していただければ。そういう思いがいっぱいです。よろしくお願いします。

【委員長】

はい、ただいまの件につきまして、事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局】

この間、〇〇部会の方行きて、先ほど言われていました県に言っていたきたいというような内容につきましては、その日のうちに県の方にこういう意見がありましたということはお伝えさせていただいております。まだ県の方がはっきりと免税点の金額は示されていないということですので、恐らく3000円から引き上げるというところで、今日の会議では6000円ではないか、というところで説明させていただいておりますけれども。多分そのラインのところで落ち着くような形になるのではないかなと思うのですが。県の税額についてもまだ300円ということがはっきり決まってくるかというところも、これから2月の県議会の方に条例案が出されるというふうに聞いておりますので、そちらの方を見ていきたい思っているところでございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。そういうご懸念があるということで、これからも町としても県と連携しながら、これを伝え続けていただくしかないのかと。やはり県が導入する以上、ある程度揃えざるを得ないという部分もございます。ただ、そういう声があるということをしっかりと軽井沢町だけじゃなく、他の町や市でも同様かと思えます。しっかりと県の方の対応を見た上で、また最終的に額を確定していくということだと思います。

他にいかがでございますでしょうか。

【D委員】

先ほどから免税点の話が、県と町とで違いがあった場合に、一番大事なことは事業者の皆さんが、徴収する立場にとって免税点が県と軽井沢町が1万円の場合の業務の煩雑さがどのぐらい出て、困るんだとかそういう話が具体的にこういうところ出るべきだと思っております。

あと、これはあくまで法定外目的税なので、観光のために使う特定する課税なんでもいろいろ前から思っているんですけど、それは皆さんのご要望がよくわかるんですけど、報告書案の11ページに書いてあるように例えば無電柱化とかいろいろやるとしても、国と県のこの法定外目的税の宿泊税を使うかもしれないですけど、ここちょっと読みますと、一般財源で実施すべき施策を宿泊税を活用して実施することは、宿泊税を導入する意味がない。私もごもつともな意見だと。今ちょっと言いましたように、予算には国と県と町と、またこれ法定外目的税の宿泊税徴収があるわけですから、ごちゃごちゃに何をやってるんだって。個人的な意見を言わせていただくと、1ページ目の、固定資産税の割合が多いのは軽井沢町の歴史でしょうがないんですけど、比較的これは財源が安定していることは当然のことなんですけども、このその後ですね、「地域の魅力がなくなり土地の価格が下がることになれば、大幅な減収となることは想定される」「想定」ですけどもこういう言葉をこの検討会議の報告書に載せるべきかというのは、私は非常に疑問を持っています。話も変なところ言ってますけども、一番は利用者の方が免税点を県は6000円、私どもは最初から1万円が良いんじゃないかと言っているところの、県が1万円にならないで6000円になった場合、いつもやる方たちがどうこういう支障があるか考えるべきだと私は思います。

【委員長】

はい、ありがとうございます。大きく分けて二つかと思いますが、技術的なところと、目的税としてのいわゆるどこまでを見るのかっていうところがあったと思うんですが、それぞれ答えられますでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。先ず1点目、検討会議並びに宿泊事業者説明会等の説明で申し上げるところでございますが、まず一番大きいところは法定外目的税として、なおかつ宿泊税という名称で、財源を確保していくことにつきましては、先ほどらい町長からまちづくりビジョン並びに観光ビジョンの方でもいくつかの柱を出させていただいたところであります。報告書の中にあります一般財源と混合してしまうのではないかとということにつきましても、何回か私の方から回答させていただいておりますけれども、まず今後宿泊税を用いた使途につきましては、大枠を説明させていただいております。今後、観光分野を中心といたしました、細かい組み立てにつきましては、個々の団体の方と協議しつつしっかり法定外目的税としての使途をしっかりと検討したいとはなっておりますので、ご理解いただければと考えております。

【事務局】

あと、免税点のところですけども、先ほど申し上げましたけれども、県がどうしても合わせて欲しいというお話を受けておりまして、その点については、町としても譲らざるを得ないかなというところで、免税点を6000円にすれば当初の予定通り、町

の方で 6000 円以上については課税を行って、半分の 150 円については町の方から県に納めるという形を当初の想定とお取り取りいけるというふうに思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

【委員長】

はい、今の質問はむしろ技術的に手間はどうかという話。手間が実務としてどうかという説明をお願いします。仮に軽井沢町が原案で言ったらどんな混乱が生じるのか、事務が煩雑になるのか。

【事務局】

その点については、町に 150 円納めていただいて、残りの 150 円については県が課税するということになります。その残りの 150 円分について宿泊事業者の皆様が県に直接納めなければいけないという煩雑さは出てくるのではないかなと思っております。なので免税点については県の方に合わせざるを得ないかなと。

【委員長】

一番微妙なのは、仮にこのままの案ですと 1 万円前後の宿泊料金で前後するところは県と町両方にとりいうふうになったりして、そこが実は非常に大変で、そこでやむを得ないけれども町としては、独自の宿泊税を導入するところとしては県に合わせざるを得ないということなのかなと私は理解しております。

使い道のことについても先ほど説明ございましたが、説明についてよろしいでしょうか。なかなか目的税の範囲はどこまでなのか、これもっと言うと観光って何だろうっていうかなり難しい話で、私なんかはむしろ景観ってすごく大事なので〇〇とか見るとやっぱり電線地中化って観光にとってすごく重要という考え方もあれば、これは通常の行政の中でやるべきだって考えもあって。要は白だ黒だと中々つかないところなので、恐らくこれから大事なことは私は町民じゃありませんが、この目的税ができたときに、どのような形で使うべきなのか、あるいは使う前に、いろんな方の意見をしっかりと聞く中で、最終的に町長、あるいは議会が判断していただくと。そして、またそれがどういりうふうに使われてるかという検証をしていく、そのことがまさに国際観光都市として、法律で位置づけられているというところのある意味、必要性であり責務であるかと思ひます。そういう事前事後の様々な評価チェックそういうものが大事だと思ひますので、これはむしろ町としてかなりしっかりとやっていただくと、お金が入ってきたから、どんどん使ひますはまづいですので説明責任を果たしていただくとようにぜひ私からもお願いしたいと思ひます。

【土屋町長】

補足させていただきます。今も一般財源との絡みですね。これは無電柱化もそうですけれども、先ほど出ました遊歩道の整備は、特に遊歩道の整備なんかは一般財源でやっていますので、それだけでやるかという話になりますけれども、委員長おっしゃったように観光にかなり注力している町としては、一般財源でそういう観光にお金を回しているわけですから。今まで使っていたところに、宿泊税だからといって使えないとなると、その整備が進まないということもありますので、特に無電柱化は、県、国からいつになってくるのかというようない状態の中でも、ニーズも高まっている中で景観重視と

いう町としてはこういうところに使うべきだという使い道を出してるわけです。それが例えば防災面でも当然役に立つわけですがけれども、防災重視だけのようなエリアは違って、まず景観重視のところというのが基本的な考えにあると。ですからそういった議論を今委員長おっしゃったように具体的には今例はありますが、それが一般財源を使ったから、これが良いのか悪いのかそういうことは丁寧に詰めていきたいと思っております。その報告については、まさにビフォーアフターで写真付きで、イメージですがけれども、今までこうでしたけど宿泊税を投入してこう綺麗になりました。というようなことが見せられればと思いますし、それは外部から来た方、納めた方にも自分たちが納めた宿泊税でこれだけ良くなったんだということがわかるようにしたいというのがあります。

【委員長】

はい、ありがとうございます。いずれにしてもしっかりと事前事後の情報提供も含めて決めていただくということが肝要かと思います。

他いかがでございますでしょうか。

【E委員】

前回第4回検討会議の最後に、委員長から町の方で委員会終わったけれどもいろんなところで出向いて、積極的に声を聞いてほしいという言葉で締めくくられたかと思うんですが、本当にそれを叶えていただくように〇〇協会その後、12月12日に町の方でそういった意見交換の場を作っていただきまして、かなり熱い議論ができました。それは本当に感謝しております。その場で、やはり前回の段階的定額制が煩雑すぎるという意見もかなりございました。ほぼ全ての施設が、それについては意見を言うておりまして、それが今回のように改善してかなりシンプルな形になったことについてはすごく感謝しておりますし、あのような会をやってよかったなと思っております。その一方で、前回の段階的定額制ですと、おそらく税収が10億5000万円というのがあったと思います。今回8億円に減りましたと。前回の委員会のときに私が実は2回同じ言葉を言った言葉がありまして、それが本当に10億5000万円必要なんですかというのを2回ほど言わせていただきました。減った分の2億5000万というのが、本当に必要ではなかった部分として減額されたというふうに認識しております。その中で今回どこが削られたのか。10ページ、11ページを見ましたところ、先ず美しい村のまちなみ景観で1億3000万円。それから快適な旅観光振興で1億2000万円。ここがマイナスになっています。ここで調整したんだということがよくわかりました。この部分を調整するに至った経緯について少し深く知りたいと思います。

【委員長】

いかがでしょうか。2.5億の2つですね。10ページ、11ページの財政規模のところかと。

【事務局】

今、E委員から質問ありました件についてお答えいたします。資料5の10ページ11ページの使途の概算額ところです。確かに委員がおっしゃったように、美しい村と快適な旅の部分で減額しております。これは、税収見込みによりまして、例えばですが

公衆トイレの整備を、2ヶ所できるようなところを、税収の見込みが減額により、1箇所になるとかですね。そういった調整が図られるかなと思ひまして、こちらの美しい村のところは1.3億円財政規模を減額しております。

またですね、快適な旅のところですけども、こちら登山道の整備、景勝地の整備とか遊歩道の整備、デマンド交通の導入というようなところですね。前回ですと3.5億円かけられるところ例えば100mできるところが50mになるというような形で調整が図られるのかなと思ひまして、この部分の減額をしております。

【委員長】

はい、とりあえずそういう見積もりだということだと思ひうんで。これあくまでとりあえずの積算であつて、実際に8億円入る見込みになったときにもう少し精査しなければ、恐らくいけないと思ひうのですが何かございますでしょうか。

【E委員】

正直ちょっと納得はできない説明だったんですけども。どちらかというと今まで10億5000万円あつて重要度から比例配分したのが、8億円を同じく重要度から比例配分したというように聞こえてしまったので、何か本当にやりたいことから積み上げで計算した8億円というよりはやはり税収ありきで、事業例を考えてあるという印象がむしろ強くなってしまう説明だったかなと思ひ残念に思ひました。

【委員長】

はい。恐らく徴税経費とかはなかなか削れるところではないので、1.6億のところはですね。それ以外のところの説明について、これはこれからこういう話が当然出てくるんですね。さっきのビフォーアフターじゃないんですけど。やっぱり本当に何が必要なのかと。そこはやっぱりちゃんと説明できるようにこれから考えていただければ。これは何となくわかるんですけど、とりあえず8億円だったならこういうあれかなという形になるのかなというんですが、ただE委員のご指摘のところもありやっぱり本当に何が必要か。今年度必要なのかそういう議論も含めて、また中長期的にどうなるかという含めて、やはり多くの方に納得していただく。特に宿泊事業者の皆さんに徴収していただくということがあるわけで、そしてまたそれが宿泊した観光客にとって、2回目くると軽井沢変わったねというような、できるだけわかるようになれば理想ですので、ぜひ今の御指摘踏まえて、今後よく検討していただければと思ひますので、そういうことでご理解いただければ。

【土屋町長】

逆にここに上げているものは全て必要なものなんですよね。それがスピード感を持ってできるかできないかの違いだというのふうに私は捉えています。もし、ものすごい財源があるなら、もう来年でも全て手をつけるべきぐらいなものという前提で、今上げているわけです。ただ、それが豊富な財源があるわけではありませんから、得られる財源でどう優先順位で配分するか、それは通常のやり方じゃないかと思ひてはいるんですね。どれがいる、どれがいないではなく全部いるんです。今の目的を達成するためには。例えば公衆トイレも非常にそういうニーズはありますけれども、これが10億円あったら来年全部やると。極端に言うところです。そのぐらいのニーズはある

わけですが、限られた財源の中でやるわけですからこれは今の一般財源でやっているともしそうですけど。たくさん要望がありますけど「すみません、来年これしかできません」というのが今の現状なんですね。遊歩道の整備も同じだと思いますし、それからそういう角度で行ったらサイクリングロード整備したいけど、もちろん町の単独ではできないという中で、でもこれは外から来た人にとっては町道だろうが県道だろうが関係ないわけです。でもそこを良くしたいというのは共通する問題です。歩道の整備もそうなんですけど、でもこのあたりは一般財源とのまたどこがどう違うんだというのは明確には分けられないところではあるんですけども、そういう中で考えてるとご理解いただいた方が、なんかデジタル的にこっちとこっちと分けられないんですけど、町の先ほどの魅力化の中では、これ基本的には全部必要なものと理解していただいた方がわかりやすいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【委員長】

なかなかこの辺のところは、先ほども申し上げたとおり、ビフォーアフターのところをしっかりと皆さん方からもご意見をしっかりと出していただき、また町としてもそれに対して説明するように当然予算化されるものですから、場合によっては別の機会も必要かもしれません。それも含めて、導入後に「導入したから終わりです。」ということではないというふうに考えていただきたいなと思います。

他いかがでしょうか。

【F委員】

はい、Fでございます。町長のおっしゃることはもちろん、多分予算がいくらあってもできる範囲でやるということは多分そうだと思うんですが。前の10億5000万円を8億円になんで減らしたのかなというところがまず1つと。段階的に10万円以上が800円、1万円から10万円が350円となっているのですが、もし10億5000万円を維持するにはもう少しやり方があったのかなというふうには思います。他の市町村から見ると10万円以上の宿泊料金の宿泊税が非常に安い。例えばこれ5万円以上で1000円ぐらいにしても良いのかなと。個人的な考えですけども、そういう意味では10億5000万円は全部必要なものであれば、それをできるぐらいにその辺を考えた方がよかったかなと。〇〇組合のC委員が言いましたけども1万円の課税免除というのが県と合わせなければいけないので、守れないとした場合に、そしたら全くできるかどうかわかんないんですけども、300円を納める代わりに150円を何か補填できないかなと。結局この5000万円ぐらいですよ。6,000円から1万円の間は。それを補正した代わりにもう少し段階で5万円以上は1000円とか。例えば350円を400円するとか、何かそういう案もあっても良いのかなと個人的には思いました。高額な宿泊と低額の宿泊と差はあるけれども、他の市町村も大きい金額はある程度思い切った税額にしているので、もしその税収でいろんなこと、軽井沢を良くするためにやりたいのであれば、8億円に減らさないで何か考え方があるのかなというふうに個人的に思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。これそもそもここで何人泊まるかというのは、信憑性と言いますか。まさに試算でございますので、これなかなか厳しいのかなと。実際

に1万円以上から10万円が何人泊まるのか。来年大幅に減ればこの8億円も6億円になるかもしれないですね。もしさらに多くの方が泊まってくると、10億円かもしれないと。なかなか悩ましい。どこで線を引くのか。何段階にするのかというのはこれ常に、税を含めていろんな制度設計で悩ましいところなんです、何かありますでしょうか。

【事務局】

はい、ご意見ありがとうございます。先日のホテルとの意見交換会の中でも段階が細かいというようなご意見がまずあったので、段階を少なくするということで考えました。そのときに宿泊施設の方が「うちは10万円以上なんです」というようなお話の中で、やはりこの3000円がちょっとみたいなご意見もあったと私は認識していますので、その辺も今スタートする段階ではこういった形で税額を設定させていただいて、また3年後、その先はまた5年ごとに税額等についてもご意見いただきまして、検討していくという形になるかと思しますので、とりあえずのスタートはこのような形で確認させていただければ良いのかなというふうに今思ってるんですけども。よろしくをお願いします。

【委員長】

はい、これ恐らく県も動いている中で、いろんな考え方ございます。350円もうちょっと上げてもいいんじゃないかとか、もう1段階増やしてもとか。ただこれもう固めていかないとですね、まさに遅れて、乗り遅れるというのは変な言い方ですけど。一応こういう形で進めさせていただいて、〇〇市もそうですし、〇〇（都道府県）も変えるよう動きもあります。また、見直しをするということも、実際に徴収していただいている皆さん方からのご意見を踏まえて、3年後あるいは6年後わかりませんが、そういうところを考えていかざるを得ないのかなと。今いただいたご意見、大変重要な視点でございますけども、とりあえずこの方向でというのが、現段階のものでございます。

オブザーバーの皆さんの方からなにかよろしいですか。

【オブザーバーA】

オブザーバーAでございます。資料3に示されている宿泊税の税額なんですけれども、1万円から10万円未満が350円っていう10円単位で切られてますよね。資料3の右側の他地域の例を見ますと、全部100円単位なんですよね。これ多分、税の徴収のときの煩雑さを楽にするために、100円単位にしてるんじゃないかなと私は思うんですけど、他の地域にもヒアリングしてみたりされたのかどうなのかということと、ただ400円にすれば良いと言っているわけじゃなくて、結局我々が徴収しなきゃいけないので、できる限り楽にやれた方が良くと思うんですよね。納める方も楽に収められた方が良く思うので、その辺はいかがなもんなんだろうかと。50円とかちょっと気になります。

【事務局】

はい、ご意見ありがとうございます。まさにラインが微妙なところがあるんですが、今、県税分が150円という形でもう示されているところなので、そこに町として独自

課税をした場合に、いくらプラスするかというような計算をさせていただくと、どうしても端数が出てしまうというところの部分でございます。400 円という意見もありましたし、第4回の検討会議では500 円みたいな意見を出させていただいた部分ではございますけれども、いろんな税率の部分とかで考えますと350 円という一番下のラインが300 円となっているところもありますので、そこに50 円分をプラスさせていただくというような事も理由もありまして、350 円という形で今回設定させていただいたところでございます。ちょっと50 円が出てしまうというところは申し訳ないところではあるんですけども、入湯税とかも150 円という形で算出させていただいてるので、そういった形でご理解いただければなというふうに思っております。

【委員長】

はい、私も入湯税を念頭に置いたんですけど、確かに宿泊税としては50 円刻みというのは今のところないですが、町の事情また入湯税の例もあってこういう形ですね。

【オブザーバーB】

オブザーバーBです。2回目オブザーバーとして参加させていただきましてありがとうございます。もう最終回なのか、この後あるのかちょっと存じ上げないんですが、この事業例について、これだけのことを進めていく、その4つのビジョンというか向かって、実際にこれをやりますというこの事業例についての検討はされてきたんですかね。

【委員長】

事業例のこの10 ページ。

【事務局】

はい。事業例については、町の内部の新税検討委員会というのもございまして、こちらの方でも検討させていただいています。何度も申し上げてますが、それを必ず行っていくというふうに決めてるわけでも、今の段階でこれに固まっているというふうに決めてるわけでもなくて。実施については、また皆様方からご意見もいただきながらまた宿泊事業者の方に何か給付金等でお返しできるようなことも考えながら進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

【オブザーバーB】

それを検討される集まりというか、どこになる。ご意見をいろいろ聞いていただける。どこからその依頼がありますか。

【事務局】

まだそういったところまではっきり決まってないんですけど、そういった場を設ける会は作って関係の皆さん集めて検討していきたいと考えております。

【オブザーバーB】

申し上げましたのは、先日、〇〇協会の集まりがありまして、もちろんその辺の宿泊税という話の中で、やはり〇〇協会としては、駅前の整備が最優先だという統一した意見がありまして、声を上げたいんですが、どこにどうやって上げていくかというところを知っておきたいと思ひまして、お伺いしたわけです。

【委員長】

はい。でも今まさにその声が上がっているのも事実。町長自らいらっしゃいますし、これは町として、協会として、そうだということが今もそうですしこれからまた。恐らく場も大事なんですが、これは私が言うの変ですけど、やっぱり皆さんもぜひどんどん場がなくても上げた方が良くと思います。やっぱり声がなかなか届かないと、実際に動かないところございますので。もちろん最終的にはどれを優先するかというのは、まさに町長そして議会の中で最終的に予算ということではありますが。やっぱり待つじゃなくて、できるだけ関係者特に軽井沢いろんな関係者の方、民宿から高級ホテル様々いらっしゃいます。ぜひどんどん言った方が私は良いと思います。それがやはりあるべき姿じゃないかと思うので、ぜひどういう場を作るかは別として、今も上がったってことはそれだけ非常に問題意識を持ってらっしゃるということですから。最終的にどれに予算をつけるかは、また予算そしてまた議会でということになるわけですけども。

【事務局】

はい、総合政策課の方からただいまの質問について、お答えさせていただきます。それぞれホテル協会という会議の中で駅前開発等々の申し入れの場合は、所管するのが多分ホテル協会ですと観光経済課が出席してる会議が多かったと思いますので、そういった中で声を出していただいたり。実際は駅前開発になりますとちょっと細かく話しますと、都市計画の部分で言うと地域整備課というのが担当しています。それを何年かけて計画していく、それを今度は私どもが所管します、ちょっと事務的に申し上げて申し訳ないですね。実施計画という中で、町の3年間5年間という決めていますので、それぞれの皆様方の立場のその所管する役場の課で一つの意見を出していただければ、そこでいろいろ課長からでも良いですし、担当からでも町ぐるみで少し考えて、どういう計画を練っていくかというのはできるかと思うので、先ほど委員長も申し上げたとおり、町に言っていただければ、一番私どもも把握しやすいのかなと思いますので、ご理解をお願いいたします。

【委員長】

ぜひとも声を上げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【オブザーバーB】

使途を見直しする場にもぜひ、参加できればと思ってますんで。

【委員長】

はい、いずれにしましても、宿泊事業者の皆さんですね、お手数を煩わせるということは当然言う権利ではないですけど、当然言うべきことだと思いますんで、ぜひとも私からもお願いいたします。

【土屋町長】

すみません、今の非常に大事なお話でどんどん具体的なことをお聞きしたいと思ってるんですけども、駅前の整備とか何か具体的にこんなことがあったらみたいなの。せっかくですからお聞きしておきたいんですけど。

【オブザーバーB】

駅前と言うと広い話になるんですけど、要は北口南口ございまして、各宿泊施設が

ら送迎バスが出てくるわけですね。シャトルバスと言いますか。今北口が送迎バス駄目だというのが町から来ましたんで、旧軽井沢方面の施設も全部南口へ回ってるわけです。そうすると南口これがどこかじゃなくて、上手に南口の方で送迎出してる所は上手にやってくださいとかで終わってるのが現状ですので、私どもも含めまして北口の方で送迎できないかなと。タクシーが占めているというのもわかりますけど、それを考えたときに、バスターミナルの方はあれだけ土地空いているのに、送迎ができるスペースが1つぐらいあって良いんじゃないかという意見は多かったですね。そうすると南北上手く分かりますし、これから観光客を増やす増やさないなんかもあるかもしれませんが、まだまだ新しい新規ホテル計画があるので、ますますそこが問題になってくるんじゃないかというところで声を上げさせていただきました。

【委員長】

はい。貴重なご意見ありがとうございます。そういう具体的な話をぜひ町の方にも届けていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

はい。いろいろ出てまいりましたがいかがでしょうか。とりあえず次の報告書の方に進めさせていただきたいと思いますので。もう既に報告書自体は示しておりますし、私も先ほどD委員が言ったように、1ページの表現を少し変えるなり、あそこ全部削除しても良いんじゃないかなと思ったりしますが。お願いします。

【事務局】

(3) 報告書についてご説明させていただきます。

前回、第4回検討会議においていただいた意見を踏まえた修正案を12月3日に委員の皆様へメールでお送りしましたが、そこから今回、変更した点についてご説明します。

先ず9ページこちらの②番、宿泊税について、本日の検討会議の記載を追記いたしました。

続きまして10ページ、11ページ宿泊税の使途について、先ほどE委員からの御指摘もございました、財政規模の概算額を修正いたしました。

続きまして13ページです。9番の宿泊税課税要件になります。こちらの税率・税額について宿泊料金の区分を3段階としたものの税額を宿泊料金6000円以上1万円未満は県税の150円も含めて、300円。宿泊料金1万円以上10万円未満は県税分の150円も含め、350円。宿泊料金10万円以上が県税分の150円を含め、800円と記載を変更してございます。

続いて、その下の免税点です。こちらは県と統一。そして右側の備考欄の※2になりますが、一番下の行の説明文。こちら現時点での県の動きを記載してございます。また下の課税免除について、県と統一としてございますが、県の説明会においても、修学旅行などの他に、高校や大学の部活動合宿等学校が認める活動も対象にすると言っていますのでこちらを追記してございます。

続きまして16ページになります。まとめですけれども、3番の税額についての記載で、こちら「適当である」の後ろの続きの部分を削除いたしました。記載されていた内容ですが「適当である」に続けて「そのうえで、特別徴収義務者の運用負担や誤った徴

収のリスクを減らすため、よりシンプルな段階的定額制や一律定額制が望ましいという意見もあった。また長野県との割合については、県と十分協議をした上で決定すべきである。」という部分です。こちら第4回検討会議でお示ししたものより、今回段階をシンプルにしたこと。また300円のうち1対1の割合で150円を徴収することについては県と十分協議をした結果であるため、記載を削除いたしました。

次に（4）免税点についての記載がございましたが、こちら県と統一を図ることから記載を削除いたしました。記載されていた内容ですけれども「町内に寮や保養所が多いこと、また、群馬県と隣接していることから、低価格帯への配慮を求める。」という部分を削除いたしました。

続いて19ページになります。軽井沢町宿泊税検討会議の検討経過ですけれども、本日の検討会議の記載を追記してございます。修正部分の説明については、以上になります。

【委員長】

はい、ありがとうございました。報告書の修正は基本的には先ほど議論はしました資料2から資料4の税率等のところを、議論、県の動きというものを踏まえて直したということになりますが、これについてはいかがでございましょうか。本日も少し意見がございしますので、この案につきまして、皆さん方にもう一度。1週間ぐらいを目途に。先ほどの1ページのところは表現確かにそうだなということもございしますし、何かお気づきの点ございましたら、また意見をいただきまして、それを踏まえて正式な報告書としてまとめて町長の方に提出ということにさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

はい。それではそういうことで進めさせていただければというふうに思います。

はい。それでは次に（4）その他についてですが、事務局の方からお願いいたします。

【事務局】

資料はございませんが、今後のスケジュールについて口頭でご説明いたします。今回の報告書案の意見を、2月3日月曜日までに皆様からご意見をいただければと思います。

そして、いただいた意見を基にまた修正案を委員の皆様にご確認のため送りたいと思います。2月、委員長から町長へ会議の報告をしていただきまして、その報告を踏まえた町としての骨子案を作成し、公表する予定です。

概ね1ヶ月程度、パブリックコメントをおこなうとともに、住民説明会を開催し、広く意見聴取をしたいと考えております。

頂いた意見を踏まえ、条例案を固め、令和7年6月の議会に条例案提出、その後周知期間などを経まして、長野県と同時期の令和8年4月の施行を考えております。

以上簡単ではございますが、今後のスケジュールについてになります。

【委員長】

はい。3月議会には厳しいということでございます。また議会で条例が通ったならば、これはその後国との協議ということのも当然あって、2026年令和8年4月施行を目指

すということ。という今後の予定でございますけれども、これにつきまして何か質問意見等ございますでしょうか。

このような形で進めさせていただくということですが、やはり今日はいろんなご意見出ました。やはりそれは、皆さん方はまさにこの観光地軽井沢を良くしていくため、本当にこういうことが必要だと様々なご意見があったわけでございます。そしてまたそれは町長からもご説明いただきました、やはり町としてももっともっと真摯に受けとめ最終的にはやはり行政の決断の中でここは必要である、ここはどうしても削らざるを得ない、そういう流れの中でこの宿泊税を町にとって、宿泊事業者にとってそして何よりも観光客の皆さんにとって、やはり有効に使われ、そしてまた観光地としての魅力がアップすると、そういう形をぜひ目指していただきたいと思います。町外の人間でございますけど願うところでございます。

一応今回、本日をもって宿泊税検討会議はほぼ終了というふうになりますが、ぜひともこの報告書もそうですし、その報告書にはなかなか盛り込めなかった様々な意見があるわけでありまして。それを今後の政策にしっかり反映させていただき、そしてまた条例を制定し、さらにその後も、使い道等々につきまして説明責任を果たしていただきたいと思ひますし、また様々なご意見いただきました皆様それぞれの立場があるわけですが、ぜひとも引き続きこれで終わりではなく宿泊税の動向をしっかりと見守っていただきたいというふうに私からも思うところでございます。

それでは進行の方で事務局にお返ししたいと思います。

【小池副町長】

最後にすいません、非常に可能性の低いことなので最後に申し上げようかと思っていたんですが。税率・税額のお話をちょっとだけ。県の方の制度がまだはっきりこれでいくという確認が取れておりません。今日お示ししたのは 300 円というところはそのまま定額でいきますと。それから免税点については引き上げる方向で検討していると。この間、県議会の方に事前に説明した内容まだ固まってないんですが、基本的に報道等によりますと 300 円については丁寧に説明して理解を得ていきたいというようなことを言っていること。それから免税店は引き上げを検討するということなので、そういったことから多分 300 円のままだ可能性が高いでしょうということと、免税点は引き上がるんだろうなということでその免税点がどこまで引き上がるかは、わかりませんが、ホテル旅館組合が主張している 6000 円がマックスなんだろうという中で、仮で 6000 円まで引き上げるということを示させていただきました。これは確定値ではございません。非常に可能性が低いとは思いますが、県の方がホテル旅館組合が求めている 200 円に引き下げるという可能性が全くないわけではないかと思っている前提で聞いていただきたいんですが、これ仮に 200 円に引き下げられたという場合ですけれども、1 万円未満のところは県の制度分以外については町で上乗せして課税することは今までずっと 1 万円未満は免除すると言ってきておりますので、ここは当然 300 円から 200 円に引き下げるということをやりたいなと思っております。

ただその 1 万円から 10 万円は 350 円。10 万円から 800 円というところなんです、これかなり町としても税額を最低限このぐらひは確保したいという中で、かつなるべ

くシンプルな段階制にしまして、かつ近隣の自治体と比べても導入当初の。今、〇〇市とか見直しで段階も多くしたり、額を引き上げるという話をしてるんですが、それは一度導入して次の見直しぐらいの段階でやってることなので、それに比べれば導入当初ということもありまして、なるべく徴収義務者なる宿泊事業者の皆さん、それから宿泊される皆さんからもそんなに一気に高いという中でギリギリのお値段を設定させていただいたというのが実情でございますので、これ県が200円に下げてしまいますとそれに伴ってそこも200円に下げちゃうと、町の宿泊税の税収も下がるという話になってしまいますので、この1万円以上については350円800円というのは、割とギリギリなのかなという中で、今日お出ししてますので、ここ現時点ですとね、仮に県が200円に引き下げられたっていう中でも、あまり引き下げるということは考えていない。現時点では考えていないということはお伝えさせていただいておこうかなと。これについてご意見があればあれですけども、また2月3日までということでご意見いただきます。委員の方からその辺のご意見があれば伺わせていただければというような形で考えております。県も引き下げるとしたら安い宿泊料金のところに配慮っていうイメージが強いので、1万円未満のところだけを下げさせていただいて、他のところは税収確保のために今回の額をお願いしていければなというふうに考えています。県が本当に引き下げたというときには改めて検討させていただきますけれども、今の時点ではそんな考えを持っております。以上でございます。

【委員長】

結局1万円未満ところは、200円になるというイメージですね。仮の話ということで、もし仮の話が起きた場合はやはり改めて資料等を送って。ただ、いろんなスケジュール感もありますから、持ち回りのことでやっていただくかもしれませんがそういう不測の事態が起こらないとは限らないことでとりあえず理解しておいていただければ。これで良いのかなという前提でここでは進めたということによろしいですか。

【事務局】

委員長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、5回に亘り、活発なご議論と貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆様のご意見をもとに、良い方向に進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、第5回軽井沢町宿泊税検討会議を終了いたします。ありがとうございました。